

新しいADR論

民間調停に向く 事案類型について

~事例内容から具体的に読み解く~





入江秀晃 東京大学大学院 情報学環特任研究員 早稲田大学級争交渉研究所 客員研究員

民間調停の利用は少ないが、僅かながらも価値を生み出していることも事実である。ところが、弁護士を含めた士業全般で、民間調停が具体的に価値を生み出すその態様について、理解が乏しい。そこで、本稿では、民間調停に向く事案類型を検討したい。

■ 印象による誤解

専門家も理解しているとは限らない

民間調停の利用イメージ、あり方のイメージが貧困で、口では「早い、やすい、うまい」などと宣伝しておきながら、実際に利用者が現れると、やっかいものが来たような対応をしてしまうようでは、調停機関の発展などありえないはずである。

現実の紛争解決を行うつもりのない志の低い民間 調停機関は論外としても、どのように努力すれば良 いのか、その方向性が見えず、力の入り方が不自 然なだけの場合も少なくないように思える。担い手に とっての取り組みへの方向性の修正も必要である。 また、これまでの ADR 研究者の議論が、概念的 に過ぎたのかもしれない。

いずれにせよ、民間調停活動を行っている担い 手自身の、民間調停に向く事案類型への想像が ずれている場合が多いように思える。以下、そ の内容を検討しよう。

民間調停における3つの誤解

誤解1

身近すぎる

~民間調停機関の手続きが持つ 権力性への自覚が必要~

調停は裁判と異なる手続きであり、裁判で扱うの

が困難な身近な紛争を扱うのに向いていることは事実である。大正年間に、長島毅(ながしまはたす)は、「裁判所は成る可く紛争を解決する主旨に於て八ヶましいこと、六ヶしいことを云はず、つまり四の五のと云はず事件を受附けるがよいのであろう」(長島1924: p.11)と述べている。

しかしながら、**あまりに身近な紛争を、民間調停で扱うというイメージは、やはり誤解に基づいている**し、考え抜かれていないためにおきる。

たとえば、私が隣接法律職団体のトレーニング プログラムの中で、民間調停に向く事案はどのようなものか問いかけを行うと、「野良ネコにエサを 与える」「ゴミの出し方が悪い」「娘が門限を守ら ない」・・といった例が挙がってくる場合が多い。

確かにこれらの紛争でも、問題がこじれると、裁判でも解決しづらく、その意味でも調停の素朴な話し合いで解決した方が良い可能性があるということ自身は誤っているわけではない。したがって、結局は、ケースバイケースで考えて行かざるを得ない。たとえば、ある弁護士会の紛争解決センターでは、両親に結婚式に出席して欲しいという申立がなされ、結果的には成功裏に解決できた例もある。しかし、ここに示したようなあまりに身近な紛争が一般的に士業団体の調停に向くという発想は、多くの場合、士業団体の調停活動の権力性に無自覚であるために起きているように思える。民間調停機関の実態は、小規模で手探りかもしれないが、利用者である市民から見た場合に、良くも悪くも、権力的な作用として働くという側面を見落とすべきでない。

たとえば、ゴミの出し方が悪いという不満について、

申立人当事者は、たまたま知り合いの資格者がい て、調停機関側で安易に申し立てとして受け付けた ところ、相手方にとっては、なぜそんな大事になった のか、直接言ってくれないのはどういうことなのかとい う当惑や怒りにつながるおそれは大きい。また逆に、 野良猫へのエサやりについて、近時、著名な将棋 棋士が当事者になった裁判報道が話題になったが、 価値観の相違に基づく紛争は根が深い場合が多く、 一見単純そうに見える紛争でも、素朴な話し合 いが奏功するとは限らない。

誤解2

仲直りを求めている

~現実の調停における関係調整は バラ色ではない~

隣接法律職団体の多くは、自主交渉援助型調停 を指向しているが、その理解が浅いためか、自分た ちの機関に向く事案は「当事者間で仲直りを求めて いる」と考えている場合もしばしば見受けられる。ひ とつには自主交渉援助型調停の教材などが、Win-Winを強調しすぎるために、こうした誤解に結びつ いているのかもしれない。その点には、私も責任の 一端を感じるところがある。ただ、むしろ、先に挙げ た「身近すぎる」類型と共に、自分たちの手続きの 権力性に無自覚なことがその発想の背景にあるよう に思われる。 私が民間調停の事例検討の場等に 立ち会っている限り、「仲直りを求めている」紛 争は、現実にはほとんど存在していない。結果 的に誤解が解け、当事者間が握手するような紛争も ないわけではないが、ほとんどの調停の申立時には 当事者間関係の決裂は決定的であり、申立人は訴 訟を覚悟している場合も少なくない。現実の紛争対 立の激しさと、「仲直りを求めている事案が向く」と いう発想には深い溝が横たわっている。

自主交渉援助型調停が人間関係調整を含む問 題解決に向くのは事実であるが、当事者間で最初 から仲直りしたいという動機がなければならないとい うものではない。直接の当事者間は関係を切るとい う決断を両方が望んでいるものについても対応できる し、むしろそのようなケースの方が現実に多い実態 がある。

自主交渉援助型調停とはいえ、たとえば1回あた り2時間(長くても3、4時間)及び期日3回程度 の話し合いで、積年の紛争がすべて氷解しバラ色 の解決を夢見られるというのは、非現実的な話であ る。当事者が背負っている人生の重みへの敬意を 欠いた夢想ではなく、限定的な役割をしっかりと果た すという自主交渉援助型調停の現実的な姿を正しく 認識する必要がある。

当事者が、苦い現実の中で決断し、新しい人生 を立ち上げるのに同伴する調停人の役割を貫徹す ることは簡単ではない。弱者側には長いものに巻か れるのが賢明であると、強者側には法律をちらつか せて妥協しないと痛い目に合うと、説教・教化するよ うな「人間関係調整」には、特別な調停人教育は 不要であって、調停人を権威付けさえすればよい。 自主交渉援助型調停は、こうしたやり方とは異なる。 どんな因業な当事者でも考えを変えさせうる「スー パー名人」的な調停を指向しているわけではなく、 当事者が主体的に紛争解決という山を登ることに同 行する随行者に徹するのが、自主交渉援助型調停 の調停人像であろう。

誤解3

専門知識の直接適用で解決できる

~落とし物をして困るのは 明るいところでなく暗いところ~

ADR 法が、「専門的な知見を反映して」(ADR 法1条)と述べているように、複雑な現代社会にお いて、専門知識を柔軟に活用していくことが民間 調停のメリットであることは確かである。

しかしながら、紛争が資格試験の過去問に一 致するような形で現れてくるという期待は、的外 れと言わざるを得ない。それは、明かりの下でだ け落とし物をさがしてあげますという発想に近い。ひ どい場合には、暗いところで大事なものを落とすのは 落とした方が悪いといわんばかりの態度さえ見受けら れる。民間調停機関が万能感を持って、能力が担 保されない紛争に見境なく首を突っ込むのは危険で あるという謙抑的な姿勢は正しい。

しかし、「答えを教えてあげる」のが民間調停機 関の役割で、「答えが機械的に決まる問題だけを受 け付けるべき」という発想には、いささか滑稽ささえ 感じる。

弁護士の中にも、事実について争いがなく、専門 的知見によって解決内容が決まる手続きを、民間調 停機関の典型と考える向きもある。つまり、交通事 故処理のような類型が民間調停に向くと考える立場

もある。確かに、わが国の民間調停機関のなかでは、 (財) 交通事故紛争処理センターや日弁連交通事 故相談センターは、件数も多く、代表的な機関であ ることは間違いがない。

しかし交通事故の場合、①当事者間に継続的関 係がない。②損害保険会社が金銭調整としての紛 争解決を行い、真の当事者の関与が低い。③「赤 い本」(「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基 準」) などにより解決の標準化が進み、手続きの透 明性が高いレベルに確保されている。――等の特徴 を持ち他の一般的な民事の紛争とはかなり性質を異 にしている。

また、④組織運営的にも損害保険会社が財政負 担を行っている。⑤損保会社は片面的に結果に拘 東される義務を負っている。――といった業界型とし ての特殊性もある。

交通事故についての民間調停が機能していること 自身はすばらしいことであるが、このような類型でし か民間で紛争解決ができないと考えるのは行きすぎ であるように思える。現実には、弁護士会でも司法 書士会でも、このような意味での標準化が難しい分 野についても民間調停の成功例が出ている。

現実の民間調停の事例を研究すると、表面的な 事実関係は一方の言い分が通るのが明らかという紛 争であっても、権利を有する方の当事者がその行使 にためらうケースも多いし、逆に、権利を有しない方 の当事者がその影響力の行使を躊躇しないケースも 多い。教科書的な解答としての情報を提供すること が当事者間の問題解決に役に立つかどうかは、そ れぞれの紛争毎に異なっている。専門化という名の 標準化によって、機械的な処理をすることだけが民 間調停活動の全体だとしたら、その手続きの可能性 は非常に限定されたものになろう。

印象に基づく当事者観と現実のずれ 担い手側の認識不足によるケースも多い

弁護士以外の法律専門職の多くは、民事の紛争 についての経験が少ない。その結果、無意識に、「弱 くて無知で素直な当事者像」を想定してしまって いる場合が多いように感じられる。しかし、現実 には、ほとんど知名度もない民間調停機関をあ えて選択するような当事者は、多くの場合、か **なり癖もあってしたたかである**。そこで、「こんな はずではなかった、このような当事者のために、多く の時間を割いて努力することに疑問を感じる」といっ た形で、実務に乗り出した後に当惑している場面も 多いようである。無意識に抱いていた「弱くて無知 で素直な当事者像」という役割を現実の当事者に 投影しようとして失敗しているのは、**結局のところ、** 担い手側の紛争解決実務経験の乏しさや、紛争 解決の仕事をする上での覚悟が足りない点が影 響している。(さらには、調停機関の上部団体であ る本会の無理解、覚悟のなさも影響している。また、 免責その他の制度的担保も必要であろう。)もちろ ん、できないことはできないという整理もまたこうした 業務の上では必須であり、その点を混同すべきでは ない。しかし、「身近すぎる」「仲直りを求めてい る」「専門知識の直接適用で解決できる」といっ た紛争解決イメージで調停機関を運営しても、件 数が集まらないのは当たり前すぎる話である。こ うしたほとんど自明とも言える状況が見えなくなってい る背景には、そもそもの取り組みの動機が「上から 言われた」という自発性に欠ける点や、多様性に欠 ける内輪でばかりで議論している点があろう。また、 弁護士以外の法律専門職の団体に対して、指導に 当たる弁護士や裁判官などは、これまで裁判の限界 や裁判所実務の課題を強調することはあっても、当 該団体自身に欠けているものを具体的に指摘する場 面が少なかったためもあるかもしれない。あるいは、 調停実務を試行的に取り組めば、自分たちの想定と 現実の違いに直面することになるのだが、「まず認証」 「そのために弁護士会との協議」「何はともあれ規 則作り」といった、利用者を後回しにする発想が隣 接法律職団体全体に根深く蔓延してしまっている状 況もある。

現実に見られる成功事例 ではどのように取り組むべきか

棚瀬孝雄(たなせたかお)(中央大学法科大学 院教授・弁護士)は、「機能的ニッチ」という表現 を使って、既存の公的な紛争解決手続が果たして いないが、求められている手続きを民間調停機関 が提供していくべきであるとしている (棚瀬 2009)。 つまり、司法調停や行政の様々な手続きが圧倒的 な存在感を示している現実を踏まえた上で、民間 調停は存在感の発揮できる「ニッチ」を自己定義

し、その分野にかけては他の追随を許さない存在 感を示すところを目指して努力すべきという考え方で ある。以下、いくつかの類型について紹介するが、 本来、このような内容は、各機関で最初から最後ま で常に中心的な課題として検討すべき内容である。 5月号のホテル経営のたとえに戻れば、どのような 顧客がどのような意図でそのホテルを利用するかと いう分析は、経営の根幹に関わる。それぞれの機 関が、説得的なストーリーを展開することが求められ る。なお、以下の紹介は、事例研究の既報と重複 箇所もあるので、併せてお読みいただきたい(入江 2010)。

成功を導く方向性

期日の設定

期日間隔を詰めた実施、 週末の実施はメリットになりうる

司法調停は当事者にとって様々なメリットのある手 続きであるが、現在のひとつの課題は、期日間隔が 1ヶ月程度空いてしまうという点にある。大正期の関 東大震災後の調停では、期日間隔は毎週行われて いたという記録が残っているし、戦後すぐでも2週 間おき程度の期日間隔が一般的であったようである が、件数も増加し、制度が作られてから時間が経って、 「硬化」が進んでいる点も影響しているのであろう。

現在のところ、民間調停には、幸か不幸か、 利用者が少ない。これを逆手にとって、期日間隔 を密に行うサービスを提供すれば、大きなメリッ トになりうる。

たとえば、実際にあった紛争で、婚姻外の交際(い わゆる不倫) の男女間での妊娠の問題が話し合わ れたことがある。このような紛争では、1ヶ月おきといっ た間隔での話し合いでは取り返しがつかなくなるおそ れもある。他には、建設工事進行中の紛争に活用 された例もある。

また、期日の週末開催は、当事者にとって利便性 が高く、評価されている場合が多いようである。

もっとも、密な期日間隔や週末開催については、「同 席する助言弁護士」のスケジュールがボトルネックに なる場合もある。同席を原則とする弁護士会の言い 分が民間調停の可能性を狭めている具体的な場面 であろう。

2

債務者の申立

納得して支払をしたいニーズに応える

一般的には、裁判手続きは、お金を受け取る側(債 務者側)が開始するもので、お金を支払う義務を負 う側が開始することは少ない。債務不存在確認の 訴えは可能ではあるが、それは債務が存在しないこ とを主張する手続きであって、納得して支払いたい というニーズに応えた手続きではない。(現実には存 在するであろうが・・)

債務者側が手続きのイニシアチブを取れるの は調停のメリットであり、現実の成功事例も多い。 民間調停手続で課題となることが多い相手方への 調停手続参加呼びかけに関しても、相手方にとつ ては手続きに出てくればお金を受け取れる可能 性が高く、実現性が高い。こうした類型が、民間 調停に向いているということは、一部の弁護士会な どの稼働している民間調停機関の関係者には比較 的知られている事実であるが、弁護士であっても民 間調停活動に関係していないものはあまり知らない 情報のようである。

少額債権回収

内容証明の替わり、 または内容証明の次に使ってもらう

民間調停手続の当事者が相手の当事者との仲直 りを望んでいる場合が少ないことは既に述べた。し かし、一般に裁判や裁判所の支払督促などの強制 的な手続きを望んでいない当事者は少なくないとい う点との区別は必要である。強制的な手続きを避け る理由として、相手当事者との関係よりも、もっと漠 然とした世間の評判を気にしている場合がある。地 域の顧客相手にそこまでするのかという評判を立 てられたくないために手続きをためらう場合が存 在している。そのような場合に民間調停手続が 機能する余地がある。相手方当事者が申立人に 不満があった場合にはそれを話す機会が与えられる し、分割払いその他の柔軟な解決も可能になる。 相手方が不参加(不応諾)の場合にも、次の手続き に踏み込むための判断材料とすることができるという 意味で、申立人にとっての意味もある。

なお、民間調停を内容証明替わりに使うというアイデアは、二弁仲裁センターにとっての最重要人物の一人である大川宏(おおかわひろし)弁護士によっても提唱されている(大川 2010: p.33)。

それぞれの法律専門職団体で資格者のところに 持ち込まれてくる相談案件で、内容証明を助言する 案件を見直し、そのうちの一定割合を民間調停に 誘導することを検討すれば、その件数は相当な規模 を集めることにつながるように思える。そのための料 金体系をどのようにするかなども検討は必要であり、 ビジネスモデルうんぬんの議論をつめることももちろん 大切ではある。しかし、それ以前の話として、現実 社会に役立つ機能を提供しうる能力と覚悟を持って いるかどうかが問われている。ニッチにすら役に立っ ていないのであれば、団体の示威行為にすらなって いないという現実に気づくべきであろう。

その 4

話し合いへの参加者・同伴者

話し合いに参加するのは 誰かを自分たちで決められる

裁判所の調停手続では、安全性や効率性への 配慮から、当事者と法定代理人以外の参加者をな るべく排除する力が働くようである。(もっとも、近年 の地裁などでは、和解の場面で、たとえば労働組 合などの傍聴を認める方向に運用が変わったという 指摘もある。)

民間調停は対話のフォーラムとして出席者を柔軟に設定することが可能である。

具体的には、建築の下請と元請の紛争で、施主 という利害関係人も入って、調停人を含めた都合四 者での直接の話し合いで一気に解決が図られた成 功例がある。

他には、男女間の紛争で、女性センターの職員 が調停手続内では発言しないというルールで手続き 参加したという事例もある。

もっとも、当事者でない任意代理人が手続きをか き回すおそれもあり、運用においては、慎重さも必 要ではある。しかし、当事者にとっての実質的な利 便性が大きくなる。

また、調停人が多人数の話し合いをファシリテート する能力を持っていれば、困難な状況に一定の活 路が見出され、当事者の満足につながる可能性も 出てくる。

ξο 5

議論の対象の自由度が高い

裁判で扱いづらい紛争も扱える

「身近すぎるもの」や「仲直りを望んでいるもの」というステレオタイプの紛争はほとんど持ち込まれないが、裁判では扱いづらい類型も確かに存在する。たとえば、①当該事件限りでの合理性は認められるが普遍的に認められるものとは言い難いもの、②裁判手続上予想される債務というより道義的な責任を感じるものが自主的に解決したいものなどがある。

前者の例としては、会社で事故被害にあった遺族が、会社に顕彰を求めるという事例があった。後者の例としては、時効が成立しているが、顧客に対して一定の謝罪と賠償をしたいというものがあった。裁判または司法調停で扱いづらいもののうち、どのような類型が、自らの調停機関の手続きに向くかについては、さらにそれぞれの機関で研究の余地があろう。

ξ0 6

福祉的機能との組み合わせ

関係機関との連携により 問題の総合的解決を図る

事例としては、借家の明け渡しの前提として、生活保護申請手続きを案内したというものがある。また、ひきこもり青年であった当事者が、調停人の勧めで支援団体に出向くようになったという事例もある。借金問題の解決とギャンブル依存者支援という構想も、こうした文脈で理解できる。

このような事例については、弁護士会紛争解決センターでは、あまり行われていないようである。民間調停機関には、ここに挙げた福祉的機能を果たすためには、あまりにも手間がかかりすぎるのではないかという懸念もあろう。これは、活動の輪郭・境界線がはっきりしない中で戦線をやみくもに拡張しては、現場の疲弊度が簡単に限界を超えるという懸念と考えられる。こうした懸念そのものはもっともなものである。

また、民間調停機関ができもしない万能感を持って当事者に関わるのは、危険かつ有害であるのも確かである。しかしながら、タテ割りになりがちな「お役所仕事」以上に硬直的な運用姿勢では、利用が生まれるはずもなく、そのような活動を社会的に育

てようという動きにつながることもないであろう。

そうではなく、まず現実社会における課題をひと つひとつ、当事者に寄り添って解決しつつ、社 会における具体的な課題を解決した実績を説明 する。このような活動の継続のあとに、中長期 的には、ビジネスベースで活動できるニッチが見 つかったり、支援が得られる方向の制度化が実 現できたり、安定的に活動できる方向が見える 可能性がある。そして、そのような中長期的な視点 で活動していくことが、結局は、当該法律専門職団 体の地位向上にもつながるであろう。

おわりに

「柔軟さ」というマジックワードで思考を停止しないこと

既に述べたように、自分たちの機関にどのような利 用者のどのような紛争が向いているかを検討すること は、その運営上の中心的な課題であり、人任せに して教えてもらうべきようなものではない。ここに挙げ た類型以外にも可能性はあるはずである。

たとえば、利用者ニーズが目に浮かびそうな、京都 府行政書士会の「外国人の夫婦と親子に関する紛 争」の取り組みには発展の可能性を期待させる。現 実にどのような成果を生み出せるのか、私は、期待を 持って注目している。また、家事と同様に、労働、近 隣関係などでも、既存の手続きが取りこぼしている類 型は多いはずである。「機能的ニッチ」の役割を果 たすためには、ひとつでも具体的な「得意パターン」 を確立するのが大切で、総花的な取り組みをする必 要がない。要するに、老舗旅館の近くで新しく開業す るペンションが、老舗旅館のマネばかりしていても客は 寄りつかないのであって、腰の低さと機動力で売り込 んでいくべきだという極めて単純な話をしている。

「柔軟さ」というマジックワードの内実を厳しく見つ める視線が必要である。そのためには、多様な主 体が参加する開かれた議論によって、社会的課 題に対して現実的な自分たちの強みを活用してい **く方向性を定めていくことが大切である**。なぜな ら、内輪で閉じた都合のよい議論だけをしていても、 その「ずれ」に気づきにくいが、部外者を入れて 議論をすることで、「ずれ」が修正されるからで ある。逆に、自分たちの思わぬ強みの発見にも、 外からの視点は役に立つ場合がある。

そして、「柔軟さ」というマジックワードの内実を厳

しく見つめるためには、何より、実践からのフィード バックを次の計画につなげる回路を確立すること が大切である。実践に乗り出していけば、箱モノ整 備のときに考えていたのとは違う現実的な難しさに直 面する。そのときに頼りになるのは、規則や技法 以上に、何のためにその活動をしているかとい **う理念的な軸足=ミッション定義である**。だからこ そ、11月号で述べたような、勉強会などを行いながら、 運動としての活動を模索していく視線が大切になる。

穂積重遠(ほづみしげとお)は、日本で最初の 調停法に関する教科書で、以下のように書いた。

全体調停なるものは喧嘩の仲裁であり、喧 嘩の仲裁なるものはなぐり合つて居る真中へ 先ず待てと割つて入らねばならぬ筈であるの に、日比谷区裁判所楼上から喧嘩して居る者 はコチラへ来いと遙かに手招きしてのみ居た のが抑も迂遠であった。

(穂積 1929: p.240)

これは、日本で最初の調停法である借地借家調 停法の初年度の運用が拡がらなかったが、その翌 年に起きた関東大震災後の復興のため、東京に13 箇所の出張所を作り、紛争の現場の近くでのテント 張りの調停活動が成功裏に評価されたことを受けて 書かれたものである。

穂積自身についても、大学のない日は毎日調停委 員として活動したという記録が残っているが、わが国 の司法調停の原点にもこのような、紛争の現場へ出 向いていく積極的な姿勢があった。

民間調停においても、社会に向けてどのような働 きかけを行おうとしているのか、それが問われている のである。

【参考文献】

穂積重遠(1929)"調停法",現代法学全集. 38,日本評 論社. 225-290.

(2010) "事例に見る民間調停の価値創造", 東 入江秀晃 京大学大学院情報学環紀要 情報学研究, 78, 79-106.

長鳥 毅

(1924) 小作調停法講話,清水書店 . (2010) "解決ツールとしての ADR―ADR の上手 宏 大川 な利用方法一" 紛争解決手段としての ADR. 日 本弁護士会連合会 ADR センター eds., (日弁連 ADR センター双書), 弘文堂 . 2-34.

棚瀬孝雄(2009) "医療事故と医療訴訟の間―医療メディ エーションの機能的ニッチ―", 仲裁とADR, 4, 1-14.